

高山村投票区再編計画（案）

令和6年1月
高山村選挙管理委員会

1. 再編の背景（課題と目的）

（1）背景

- ① 人口減少や高齢化等により投票事務従事者（投票管理者、立会人等）の確保が困難になってきている。特に選挙執行の数が多い年については、投票事務に従事する者は、13時間を超える長時間業務となるため、その負担が大きく改善を求められている。（※令和2年度区長会では、投票事務従事者の負担軽減の観点等から、投票区の統廃合について検討するよう要望が出された経過がある。）
- ② 最も有権者数の多い投票所は第3投票所（高山村公民館）で1,810人、最も少ない投票所は第8投票所（高齢者交流センター松の湯荘）の98人である。このように、各投票所の有権者数に大きな差があることから、事務の効率化等の観点からも投票所における有権者数をできるだけ均一化することが望ましい。
- ③ 期日前投票の普及により当日の投票者数が減少し、過去5回の選挙では総投票者数に対する期日前投票者数が30%を超えることから、有権者数が少ない投票所では1時間あたりの投票者が数人となる投票所がある状況である。
- ④ 投票所の感染症対策の観点から、間隔を空けた広い場所に投票所を設置する必要がある。また、投票者の駐車場の確保、出入口の利便性向上など投票所の環境を整備する必要がある。
- ⑤ 投票事務の効率化を図るため、投票所の受付のオンライン化等のデジタル化（DX）を推進する必要がある。（ネットワーク構築によるオンライン化を整備するためにはセキュリティの確保等を図るため、村有公共施設へ投票所を設置する必要がある。）
- ⑥ 関係法律の改正等により選挙執行委託金の大幅な削減が予測される中、村の財政事情を考慮すると、選挙経費の削減は避けられない状況である。

（2）目的

投票事務に従事する者（投票管理者、投票立会人、投票事務従事者）の負担軽減及び事務の効率化による執行経費の削減、投票所の環境向上のため、投票区の再編を行う。

2. 投票区の現状

（1）現状の概要

- ① 有権者数は、令和6年1月1日時点で5,625人、投票所は8箇所である。
- ② 投票所あたりの平均有権者数は703人、最も有権者数の多い投票所は第3投票所（高山村公民館）で1,810人、最も少ない投票所は第8投票所（高齢者交流センター松の湯荘）の98人である。
- ③ 8投票所のうち、有権者数が500人以下の投票所が4箇所、規模の小さな投票所が全体の半分を占めている。
- ④ 村有の公共施設以外の地区の集会所を利用している投票所は3箇所、全体の3割以上を占めていることから、地区行事等の開催に支障をきたしている。

(2) 現状の投票区

投票区	投票所（施設名称）	区分	対象行政区	有権者数（人）
1	高井西部地区転作促進研修センター	集会所	千本松、新堀、堀之内	756
2	高井農業者トレーニングセンター	公共施設	水中、久保、赤和、荒井原	1,166
3	高山村公民館	公共施設	紫、緑ヶ丘、二ツ石、松南、黒部	1,822
4	牧地区生活改善施設	集会所	牧、福井原	422
5	駒場公民館	集会所	駒場、松原	354
6	北部農業者トレーニングセンター	公共施設	榊形、中原、三郷、なかひら	763
7	ふるさとセンター	公共施設	宮関、蕨平、天神原、荻久保	290
8	高齢者交流センター	公共施設	山田温泉、山田牧場	98
計				5,625

3. 過去の選挙における投票率等の状況

(1) 過去5回の選挙の投票率等

過去5回の選挙では、投票者のうち期日前投票を利用する者がいずれも3割を超える状況で、当日投票者が減少している状況である。

選挙名	投票日	投票率	総投票者数に占める期日前投票者数
長野県知事選挙	令和4年8月7日	48.48%	総投票者数2,751人 期日前投票者数1,182人（42.96%）
参議院議員通常選挙	令和4年7月10日	61.94%	総投票者数3,540人 期日前投票者数1,381人（39.01%）
衆議院議員総選挙	令和3年10月31日	64.83%	総投票者数3,734人 期日前投票者数1,477人（39.55%）
村議会議員選挙	令和3年9月26日	66.51%	総投票者数3,819人 期日前投票者数1,196人（31.31%）
参議院長野県選出議員補欠選挙	令和3年4月25日	50.90%	総投票者数2,966人 期日前投票者数1,121人（37.79%）

(2) 直近の選挙における投票区別投票者数等

令和4年8月7日執行 長野県知事選挙 ※不在者投票者を除く

投票区	投票所 (施設名称)	有権者数 (人)	投票者数 (人)	当日投票者数 (人)	期日前投票・不在者等 投票者数(人)と投票 者における期日前投票 者の割合(%)
1	高井西部地区転作促 進研修センター	754	336	175	161 (47.91%)
2	高井農業者トレーニ ングセンター	1,169	595	379	215 (36.13%)
3	高山村公民館	1,832	780	430	347 (44.48%)
4	牧地区生活改善施設	415	216	109	105 (48.61%)
5	駒場公民館	351	174	109	65 (37.35%)
6	北部農業者トレーニ ングセンター	762	414	198	215 (51.93%)
7	ふるさとセンター	296	177	122	55 (31.07%)
8	高齢者交流センター	95	59	40	19 (32.20%)
計		5,674	2,751	1,562	1,182 (42.96%)

4. 再編の基本方針

- (1) 全投票所を見直しの対象とする。
- (2) 投票所の設置数を、地域の繋がりが深いと考えられる5ブロック単位（消防団の分団単位）を基本とし、投票所までの距離、生活圈、交通の利便性、各投票所の有権者数の均一化等を踏まえながら、全域の投票環境の整備と均衡を図る。
- (3) 投票所は体育館等の公共施設を基本とし、投票所や駐車場の確保、会場の出入りが容易であるなどの投票しやすい環境が整備されているまたは整備しやすいことを条件とする。

【参考】公職選挙法

(投票所)

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

【参考】自治省選挙部長通知による基準（昭和44年5月15日自治管第45号）

平成28年4月28日付総務省自治行政局選挙部長通知も同様

ア 遠距離地区（投票所から選挙人の住む住所までの道程が3 km以上ある地区）を含む投票区にあっては、当該投票区の分割、再編成等の措置により遠距離地区の解消に努めること。

イ 過大投票区（1投票区の選挙人の数がおおむね3,000人を超えるもの）にあっては、おおむね3,000人を限度として投票区の分割を行い投票区の規模の適正化を図ること。

ウ その他前2項に該当しないものであっても、例えば投票所から選挙人の住所までの道程が2 km以上であって、かつ1投票区の選挙人の数が2,000人を超える投票区等については、再検討を行い投票区の増設に努めること

5. 再編計画の概要

(1) 投票所の設置数等

- ① 投票所の設置数は、有権者数の均衡や規模の適正化を図るため、1つの投票所の有権者数を2,000人以内とし、地域の繋がりが深い5ブロック単位を基本に5箇所に再編する計画です。（現行から3箇所減となる見込みです。）
- ② 投票所は、投票者の利便を図る観点から、広い駐車場を確保することができる施設で、かつ会場の出入りが容易である施設とします。
- ③ 投票所は、選挙人名簿の適正な管理を行うため、オンラインによるネットワークを構築する必要があり、セキュリティ確保の観点から村有の公共施設とします。

(2) 再編後の投票所施設等（案）

投票所	施設名称	対象行政区	有権者数（人）
1	高井農業者トレーニングセンター	千本松、新堀、堀之内、水中、久保	1,111
2	中学校体育館	赤和、荒井原、紫、緑ヶ丘	1,838
3	保健福祉総合センター	二ツ石、松南、黒部、牧、福井原	1,185
4	北部農業者トレーニングセンター	駒場、松原、榊形、中原、三郷、なかひら	1,102
5	ふるさとセンター	宮関、蕨平、天神原、荻久保、温泉、牧場	389

（令和6年1月1日時点）

(3) 再編後の投票区による実施時期

令和6年の「高山村長選挙」から再編後の投票区を適用する計画です。

(4) 投票機会の確保対策

次の対策により投票機会を確保します。

① 共通投票所の設置

平成28年4月の公職選挙法の改正により、選挙当日、指定された投票所とは別に、いずれの選挙人も投票できる共通投票所の設置が可能となりました。

全ての投票所に共通投票所を設置することにより、選挙当日において、村内どこの投票所でも投票ができるようになります。

② 移動期日前投票所の設置

住居から投票所までおおむね3km以上となる地区を対象に、期日前投票期間中において、車両に投票箱を積み、投票管理者等が同乗し、各所を移動して簡易投票所を設置する予定です。

6. 再編による効果

(1) 事務の負担軽減

投票区の再編により、現行の8投票所を5投票所に統合することで、投票事務に従事する者（投票管理者、投票立会人、投票事務従事者）について、少なくとも、投票管理者3人、投票立会人9人を減らすことができるため、地区から従事していただく方の負担軽減が期待できます。

(2) 投票環境の向上

広い駐車場やスロープの設置があり、かつ土足のまま会場へ出入りすることができる施設を投票所とすることで、投票者の利便性の向上が期待できます。

また、地区の集会所を投票所として使用しないことで、選挙期間中における利用制限を行わないため、住民の利用に供することが可能となります。

(3) 経費の節減

投票事務に従事する職員数や会場へ設置する備品についても減少させることができるため、選挙執行経費を削減することが可能です。